

# 青森県報

第三千八百五十八号

平成二十六年  
六月二十日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	……………	(高 齢 福 祉 課)	……………	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	……………	( 同 )	……………	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	……………	( 同 )	……………	一
特定行為業務の登録	……………	( 同 )	……………	二
道路の区域の変更	……………	(道 路 課)	……………	二
道路の供用の開始	……………	( 同 )	……………	三
公 告	……………		……………	
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	……………	(県 民 生 活 文 化 課)	……………	三
肥料登録の有効期間の更新	……………	(食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 課)	……………	三
建設業者の許可の取消し	……………	(東 青 地 域 民 局)	……………	四
右 同	……………	( 同 )	……………	四
右 同	……………	( 同 )	……………	四
出先機関	……………		……………	
青森県営農大学の学生募集	……………	(営 農 大 学 校)	……………	五

## 告 示

## 示

青森県告示第四百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人済 生堂	訪問介護	訪問介護の ざと	五所川原市大字 の 神山字 五所川原五 六	平成 二 六 年 六 月 一 日
医療法人済 生堂	通所介護	デイサービ スのざと	五所川原市大字 の 神山字 五所川原五 六	"
医療法人済 生堂	訪問看護	訪問看護の ざと	五所川原市大字 の 神山字 五所川原五 六	"
社会福祉法 人素心の会	短期入所 生活介護	特別養護老 人ホーム素 心苑	三戸郡五戸町字 古館向一 の	"

青森県告示第四百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人済生堂	五所川原市字新町四一	五所川原市大字の神山字牧原五六	平成二六・六一
名称	主たる事務所の所在地	名称	指月日定
指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所	
業のざと			

青森県告示第五百号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年六月二十日

青森県知事 三村 申吾

医療法人済生堂	五所川原市字新町四一	五所川原市大字の神山字牧原五六	平成二六・六一
名称又は主たる事務所の所在地又は住所		名称	指月日定
指定介護予防サービス事業者		介護予防サービス事業の種類	
業のざと		介護予防サービス事業を行う事業所	

青森県告示第五百一十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十六年六月二十日

青森県知事 三村 申吾

〇二〇〇一 〇七六	〇二〇〇一 〇七七	〇二〇〇一 〇七六	〇二〇〇一 〇七三	〇二〇〇一 〇七三	登録番号	平成二六・六一	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇一 〇七六	〇二〇〇一 〇七七	〇二〇〇一 〇七六	〇二〇〇一 〇七三	〇二〇〇一 〇七三	法人新福祉会	株式会社	弘前市大南一丁目八	ヘルパーオンシ	弘前市大南一丁目八	〇二〇〇一 〇七三	〇二〇〇一 〇七三	訪問介護
〇二〇〇一 〇七六	〇二〇〇一 〇七七	〇二〇〇一 〇七六	〇二〇〇一 〇七三	〇二〇〇一 〇七三	法人新福祉会	株式会社	弘前市大南一丁目八	ヘルパーオンシ	弘前市大南一丁目八	〇二〇〇一 〇七三	〇二〇〇一 〇七三	訪問介護
〇二〇〇一 〇七六	〇二〇〇一 〇七七	〇二〇〇一 〇七六	〇二〇〇一 〇七三	〇二〇〇一 〇七三	法人新福祉会	株式会社	弘前市大南一丁目八	ヘルパーオンシ	弘前市大南一丁目八	〇二〇〇一 〇七三	〇二〇〇一 〇七三	訪問介護
〇二〇〇一 〇七六	〇二〇〇一 〇七七	〇二〇〇一 〇七六	〇二〇〇一 〇七三	〇二〇〇一 〇七三	法人新福祉会	株式会社	弘前市大南一丁目八	ヘルパーオンシ	弘前市大南一丁目八	〇二〇〇一 〇七三	〇二〇〇一 〇七三	訪問介護

青森県告示第五百一十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年七月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	二八〇号	青森市篠田二丁目一の二六から 青森市篠田三丁目三二一の一一まで	前 後	一六・九メートルから 一三・一メートルまで	三三〇・八四メートル 三三〇・八四メートル	

青森県告示第五百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年七月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二八〇号	青森市篠田二丁目一の二六から 青森市篠田三丁目三二一の一一まで	平成二六・六・二〇

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 申請のあつた年月日  
平成二十六年六月九日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人外科支援機構弘前
- 代表者の氏名  
吉原 秀一
- 主たる事務所の所在地  
弘前市大字相良町六の二
- 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民に対して、外科医療従事者等に対する知識・技術の向上のための支援に関する事業、医療・疾病等についての知識の啓発に関する事業、地域医療の推進及びその支援に関する事業、外科医療についての調査・研究及びその結果の公表に関する事業、外科医療に携わる個人・団体等との協力・支援に関する事業を行い、医療及び国民の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により平成二十六年六月十二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の

規定により公告する。

平成二十六年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六一号	肥料の種類 副産石灰肥 料	肥料の名称 ホタテで元 気二四〇〇	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 五〇・〇	その他の 規格 の と お り の 規 格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 青森県青森市 安方二丁目一 の九
----------------------	---------------------	-------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------------------	---------------------------------------------------

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東和電材株式会社
- 二 代表者の氏名 榊 美樹
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字前田七二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二四）第一三四四二号
- 五 取消年月日 平成二十六年五月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気通信工業業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年四月一日前記建設業者が前記の工業業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社木聖建設
- 二 代表者の氏名 藤原 廣美
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大矢沢字里見二九の四八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一 二二二一号
- 五 取消年月日 平成二十六年五月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
ほ装工業業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年三月三十一日前記建設業者が前記の工業業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 上田工業
- 二 氏名 上田 正美
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字油川字千刈七五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一 五二七号
- 五 取消年月日 平成二十六年五月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工業業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年四月七日前記建設業者が前記の工業業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

# 出 先 機 関

青森県営農大学校告示第二号

平成二十七年青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）第七条第三項の規定により公示する。ただし、二次募集試験は一般募集試験（推薦選考を含む。）の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成二十六年六月二十日

青森県営農大学校長 野 呂 公

### 一 修業年限

二年

### 二 募集人員

課程	定員
畑作園芸課程 果樹課程 畜産課程	七十名 (男女を問わない。)

### 三 受験資格等

1 推薦選考は、農業に従事又は従事しようとする者で、次の各号の全てに該当する者

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は平成二十七年三月に卒業する見込みの者

2 一般及び二次募集試験は、農業に従事又は従事しようとする者で、次のいずれかに該当する者

(一) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は平成二

十七年三月に卒業見込みの者

### 四 試験等の実施期日、場所及び試験科目

(一) 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認めた者

試験等	試験の期日等	試験の場所等	試験科目等
推薦選考	平成二十六年十一月十一日（火）午前十時五十分	上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大学校	作文、面接（口述試験を含む）
一般募集試験	平成二十七年一月二十一日（水）午前九時十分	〃	筆記試験（現代文、数学、生物（生物基礎を含む）、作文）、面接（口述試験を含む）
二次募集試験	平成二十七年二月二十四日（火）午前九時十分	〃	〃

### 五 受験手続

試験等	出願書類	出願期間	出願先
推薦選考	一 入校願書（第一号様式、入校検定料分の青森県収入証紙及び写真貼付） 二 出身学校長の推薦書（第二号様式） 三 本校所定の受験票（写真貼付） 四 高等学校又は中等教育学校の調査書 五 本校所定の受験票送付用封筒（郵便切手貼付）	平成二十六年十月二日（木）から同月十六日（木）午後五時まで	(〒〇三九 二五九八) 上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大学校教務研修課

六 合格者の発表

1 発表期日等

試験等	試験 二次募集	一 入校願書(第一号様式 入校検定料分の青森県収 入証紙及び写真貼付) 二 本校所定の受験票(写 真貼付) 三 本校所定の受験票送付 用封筒(郵便切手貼付) 四 平成二十六年三月に高 等学校若しくは中等教育 学校を卒業した者、又は 平成二十七年三月に卒業 する見込みの者にあつて は、高等学校又は中等教 育学校の調査書 五 前項に規定する以外の 者にあつては、次に掲げ る書類 イ 最終出身学校の卒業 証明書又は卒業見込証 明書 ロ 最終出身学校の成績 証明書 ハ 健康診断書	平成二十六年十 二月四日(木) から同月十六日 (火)午後五時 まで	発表の期日
	試験 "		平成二十七年一 月三十日(金) から二月六日 (金)まで	

推薦選考	平成二十六年十一月二十日(木)
一般募集試験	平成二十七年一月二十九日(木)
二次募集試験	平成二十七年三月四日(水)

2 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第二十条第

一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることとを証明する書類を持参すること)。

- (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
- (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
- (三) 開示場所は、青森県営農高等学校会議室とする。
- (四) 開示料等(改定された場合は、改定後の金額を適用する)
  - 1 入校検定料 二千二百円
  - 2 入校料 五千六百五十円
  - 3 授業料 年額 十一万八千八百円
  - 4 諸経費 年額 六十五万円
- 八 その他

この募集について不明な点がある時は、青森県営農高等学校教務研修課(電話〇一七六 六一 三一一)に問い合わせること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭